

選挙第 5 号

選挙管理委員及び補充員の選挙について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第182条第1項及び第2項の規定により、選挙管理委員4人、補充員4人の選挙を行うものとする。

令和 7 年 9 月 1 日提出

三郷市議会議長 武 居 弘 治